（第三片　裏）

納入申告書記載要領

1　この納入申告書には、都道府県内の事業所等分を一括納入する場合には第12号の５様式の営業所等別明細書を添付すること。

2　この納入申告書の記載の要領は、次によること。

（1）「平成　□□　年　□□　月分」の欄には、利子等の支払をした年月を記載すること。

（2）「特別徴収義務者番号」の欄には、都道府県知事が指定した番号を記載すること。

（3）「特別徴収義務者・取扱営業所等」の欄には、特別徴収事務を実際に行う営業所等（本社、本店を含む。）の所在地及び名称等を記載すること。

（4）「法人番号」の欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

（5）「県・営」の欄は、都道府県内の営業所等分を一括納入する場合は「県」を、営業所等毎に納入する場合は「営」を○で囲むこと。

（6）「処理事項」の欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。

（7）「支払金額」の欄には、利子割が課される利子等の支払金額を記載すること。

（8）「特別徴収税額」の欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。

（9）「納入金額合計」の欄には、特別徴収税額と延滞金の合計額を記載すること。

特別徴収税額計算書記載要領

1　この計算書は、「種類」の欄の種類の異なるごとに各別に作成し、提出すること。

2　「非課税」の欄の「その他」の欄の「支払額」の項には、利子割が課されない次のものについて記載すること。

イ　所得税法第10条第１項に規定する障害者等の少額預金の利子等

ロ　租税特別措置法第４条の２第１項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等及び同法第４条の３第１項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄の利子等

ハ　所得税法等の規定により非課税とされることも銀行の預貯金の利子等、公益信託の信託財産につき生ずる利子及び納税貯蓄組合預金の利子

公　　告

調　事　項

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成27年11月25日

支出負担行為担当官

中国地方整備局長　丸山　隆英

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1．当該招請の主旨

本業務は、国土交通省における電子入札を円滑かつ確実に実施するため、電子入札システムのサブシステムの監視・保全・保守及び利用者支援を実施するものである。

電子入札システムは、契約手続に関する年間を通して停止することが許されない重要なシステムであるため、稼働検証を行うことが出来るサブシステム及び電子入札システム利用者へのフォローアップが必要となる。よって、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募条件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要なサブシステムを有している法人（以下、特定法人という。）との契約手続に移行する。

なお、４．の応募条件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2．業務概要

⑴　業務名　平成28年度電子入札システム監視支援業務

⑵　業務内容

1）　サブシステムの監視・保全・保守

2）　利用者支援

⑶　履行期間　平成28年４月１日から平成29年３月31日

3．業務目的

本業務は、国土交通省における電子入札を円滑かつ確実に実施するため、電子入札システムのサブシステムの監視・保全・保守及び利用者支援を実施することを目的とする。

4．応募要件

⑴　参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下を満たす単体企業とする。

1）　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　平成28・29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）定期審査において、希望する資格の種類を「役務の提供等」とし、希望する競争参加地域を中国として、平成28年１月29日までに申請をしていること。

平成28・29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）定期審査の申請をインターネットにより行っている場合には、「資格申請内容」を出力した写しを本役務の競争参加資格確認申請書に添付して提出すること。

申請を郵送又は持参により行っている場合は、提出した申請書の写しを本役務の競争参加資格確認申請書に添付して提出すること。

また、一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請が未了の場合は、申請後上記写しを開札時までに速やかにＦＡＸ等で提出すること。

なお、平成28年４月１日時点において、平成28・29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた中国地域の競争参加資格の認定を受けていなければならない。